

山陽小野田市農業委員会

第12回

総会議事録

1. 開催日時 令和3年6月11日午後1時30分から午後2時10分

2. 開催場所 山陽小野田市保健センター2階 集団指導室

3. 出席委員

会 長	1	田尾 光一
会長職務代理者	9	山本 シゲ子
委 員	2	相本 まゆみ
	4	藤井 豊
	5	森田 祐三
	6	田中 覺
	7	緒方 始
	8	辻村 勝好
	10	佐々木 勇藏
	11	五十嵐 奨
	12	村上 雅彦
	13	二井 一夫
	14	國吉 彰

4. 欠席委員

3 中原 義治

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

第3 議案第 46号 農地法第3条 権利の移動

議案第 47号 農地法第5条 転用を目的とする権利移動

議案第 48号 現況証明願い

報告第 25号 農地法第18条第6項の規定による通知について

議案第 49号 農用地利用集積計画について

報告第 26号 非農地判定による通知について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長 幡 生 隆太郎

事務局主査 吉 田 悦 弘

7. 議会の概要

- 議長 定刻になりましたので、只今より第12回山陽小野田市農業委員会総会を開会いたします。
- 本日の欠席委員は中原委員です。
- それでは議事日程のとおり進めてまいりたいと思います。
- 本日の議事録署名委員は11番五十嵐委員と12番村上委員にお願いします。
- それでは議事に入ります。
- 議案第46号、「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程します。事務局の説明を求めます。
- 局長 今月の農地法第3条の許可申請は3件です。
- 議案第46号番号31について議案書をもとに説明いたします。
- 2ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から南東へ約1.9kmに位置する農用地内の農地及び第2種農地です。公図は3ページをご覧ください。
- 申請内容は1ページの番号31のとおりです。
- 本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。
- 議長 次に現地調査報告をお願いします。
- 6番 現地の報告をさせていただきます。
- 6月3日に事務局2名と辻村委員、私の4名で現地の確認をさせていただきました。
- 場所は柚尻の三ツ又というところですが、今後この地区で予定されている圃場整備の対象地区外となります。
- 以上です。
- 議長 何か質問はありませんか。
- 無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第46号番号31に賛成の方の挙手を求めます。
- (全員挙手)
- 全員賛成により原案どおり承認することといたします。
- 次に番号32について事務局の説明を求めます。
- 局長 議案第46号番号32について議案書をもとに説明いたします。
- 4ページをご覧ください。
- 申請地は、総合事務所から東へ約0.6kmに位置する農用地外の農地で

す。公図は5ページをご覧ください。

申請内容は1ページの番号32のとおりです。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6番 現地の報告をいたします。

譲受人と譲渡人は近所づきあいもあり、周辺は全て農地であるため特段問題はないと思います。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第46号番号32に賛成の方の挙手を求めます。

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

(全員挙手)

次に番号33について事務局の説明を求めます。

なお、山本会長職務代理者は、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、本件議事に参与することができませんので、恐れ入りますが、御退席をお願いします。

(この間 山本会長職務代理者 退席)

局長 議案第46号番号33について議案書をもとに説明いたします。

6ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から北東へ約0.6kmに位置する農用地外の農地です。公図は7ページをご覧ください。

申請内容は1ページの番号33のとおりです。

本件は農地法第3条第2項に該当していないため、許可の要件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6番 現地の報告をさせていただきます。

取得するのは、譲受人の所有地の隣接地となります。

その他特に問題となる事はないと思います。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第46号番号33に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

山本会長職務代理者は入室してください。

(山本会長職務代理者 着席)

次に議案第 47 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を上程します。

事務局の説明を求めます。

なお、番号 39 及び番号 40 並びに議案第 48 号現況証明願いについての番号 11 は、関連しますので、一括して説明してください。

局長

今月の農地法第 5 条の許可申請は 7 件です。

議案第 47 号番号 39 及び番号 40 並びに議案第 48 号「現況証明願いについて」番号 11 については関連しますので、議案書をもとに一括して説明いたします。

10 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北へ約 1.1 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

議案第 47 号番号 39 及び番号 40 の申請内容は、8 ページの番号 39 及び番号 40 のとおりです。公図は 11 ページ、土地利用図は 12 ページ及び 13 ページ並びに 16 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

次に、議案第 48 号「現況証明願いについて」番号 11 の申請内容は、38 ページ番号 11 のとおりです。

議長

次に現地調査報告をお願いします。

8 番

現地の報告をさせていただきます。

周辺の状況はホームセンターが近くにあり、小中学校も近隣にあり、交通の便も良い場所です。

申請地の状況は、番号 39 の方が保全管理中です。40 と 41 は木が生えている状況でした。現況の 11 は防草シートが張ってありました。譲渡人は譲受人の叔父にあたり、その土地を譲り受けて自宅を新築するとの事です。

雨水は 39 番が溜枡を設置し、側溝へ排水します。汚水は公共下水道へ接続します。埋立法面の処理は、道路と同じレベルですので、整地のみで盛土等はありません。進入路は東側からで、幅員は 4 m 以上あります。周辺農地への影響については、周辺に農地がありませんので問題ないと思います。境界については、既設構造物等で明確に確認しております。

番号 40 については駐車場が手狭なため、番号 39 の孫夫婦共同で利用するとの事です。駐車場のため、汚水の発生はありません。

現況の 11 については、道路残地であり、管理は防草シートが張られ

ており、農地性はありません。

以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたら、私からよろしいですか。図面の地権者に山口県とありますが、道路ですか。

局長 道路で用地買収したところですが、地目変更がされておられません。同様な事例はかなりの件数市内にあります。

わかりました。

議長 他に質問がなければ、これより採決に入ります。

議案第 47 号番号 39 及び番号 40 並びに議案第 48 号番号 11 に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 41 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 47 号番号 41 について議案書をもとに説明いたします。

17 ページをご覧ください。

申請地は、総合事務所から南西へ約 0.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、8 ページの番号 41 のとおりです。

公図は 18 ページ、土地利用図は 19 乃至 21 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

なお、本件は農地法の許可を得ることなく建設されており、申請者から今後は農地法を遵守する旨の始末書が提出されています。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6 番 先程事務局からもありましたように、既に住宅が建っておりました。

既に住宅となっているので当たり前ですが、水道や下水道も整備されております。また、近隣へ迷惑をかけることもありません。以上です。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 47 号番号 41 に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 42 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 47 号番号 42 について議案書をもとに説明いたします。

22 ページをご覧ください。

申請地は、埴生支所から南東へ約 0.8 k m に位置する都市計画法に定められた用途地域内の第 3 種農地です。

申請内容は、8 ページの番号 42 のとおりです。公図は 23 ページ、土地利用図は 24 ページをご覧ください。

本件は、「第 3 種農地」であるため、許可条件を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8 番 J A 山口県の埴生支所の近くになります。23 ページの公図の雑種地が今回の申請の隣接地になりますが、数年前に転用するとの事で現地調査に来た覚えがあり、今回と同じく太陽光発電施設を作るとの事でした。

申請地の状況は、荒廃し、管理されてない休耕地でした。雨水や汚水は発生しません。埋立法面の処理は、盛土を行わず、整地程度ですではありません。進入路についても幅員 6m 以上あります。周辺農地への影響はありません。境界は、管理されていない農地ですので少しわかりにくく、業者の方へは、現地調査を受ける際はもう少しわかりやすくしてほしいという旨を伝えました。以上です。

議長 何か質問はありませんか。なければ私からさせていただきますが、境界杭は確認できなかったのですか。

8 番 杭が見えなかったので畦畔で確認しています。

議長 事務局はどのような指導をされているのですか。

局長 当該地は 1000 m² を超えており、開発の届出が必要になるため、測量図の添付や近隣の地権者からも了解を得ており、境界については問題がないと思います。

議長 今後トラブルが発生することはないということですね。

局長 可能性がゼロとは言い切れないとは思いますが、現時点では発生しないであろうと思われます。また、開発行為の届出もしておりますので、厳正な審査がなされると思います。

議長 わかりました。では他にありませんか。無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 47 号番号 42 に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 43 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 47 号番号 43 について議案書をもとに説明いたします。

25 ページをご覧ください。

申請地は、市役所から北東へ約 4.1 k m に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、9 ページの番号 43 のとおりです。公図は 26 ページ、土地利用図は 27 ページ乃至 29 ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

8 番 周辺の状況は、目印となるものがないので説明が難しいのですが、県道宇部船木線が通っております。非常に閑静な場所です。

申請地の状況は、南北が山林でその浴にある保全管理された畑です。

雨水については、南側に流し、川に排水します。汚水に関しては合併浄化槽で処理します。埋立法面の処理は、0.6m 程盛土を行い、擁壁が 0.8m、法面の勾配は 1 : 1.5 となっています。申請地への進入路は、4m 以上あります。境界については境界杭で確認しています。その他特に問題となることはありません。報告を終わります。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 47 号番号 43 に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 44 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 47 号番号 44 について議案書をもとに説明いたします。

30 ページをご覧ください。申請地は、総合事務所から南東へ約 1.6 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、9 ページの番号 44 のとおりです。公図は 31 ページ、土地利用図は 32 ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6 番 山陽本線と旧県道に挟まれた土地に太陽光発電施設を建てるものです。隣接する農地もありませんので特段問題はないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 47 号番号 44 に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に番号 45 について事務局の説明を求めます。

局長 議案第 47 号番号 45 について議案書をもとに説明いたします。

33 ページをご覧ください。申請地は、埴生支所から北へ約 1.0 km に位置する公共投資の対象となっていない小団地の第 2 種農地です。

申請内容は、9 ページの番号 45 のとおりです。公図は 34 ページ、土地利用図は 35 ページ乃至 37 ページをご覧ください。

本件は、「他に適当な土地がないため」、許可基準を満たしていると考えられます。

議長 次に現地調査報告をお願いします。

6 番 通称オートバイパス(市道談合道久保線)と呼ばれる道路に隣接した土地となります。道路にヒューム管が通っており南側農地へとつながっていますが、適正な処理をされるとの事で特段問題はないと思います。

議長 何か質問はありませんか。

無いようでしたらこれより採決に入ります。議案第 47 号番号 45 に賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成により原案どおり承認することといたします。

次に報告第 25 号「農地法第 18 条第 6 項の規定による通知について」事務局の説明を求めます。

局長 41 ページをご覧ください。

今月の農地法第 18 条第 6 項の規定による通知は番号 30 から 32 までの 3 件で、現契約を合意により解約するものです。

ご審議の程お願いします。

議長 何か質問はありませんか。

ないようでしたら報告第 25 号は原案どおり処理いたします。

次に、議案第 49 号「農用地利用集積計画」について、事務局の説明を求めます。

局長 43 ページを御覧ください。

議案第 49 号農用地利用集積計画について議案書をもとに説明します。

今月の農業経営基盤強化促進法第 18 条に基づく農用地利用集積計画は、整理番号 108 番から 144 番までの 7 件、10 筆、13,488 m²です。

ご審議の程お願いします。

議長 質問はありませんか

無いようでしたら採決に入ります。賛成の方の挙手を求めます。

(全員挙手)

全員賛成により、議案第 49 号は原案どおり決定することとします。

次に報告第 26 号「非農地判定による通知について」、事務局の説明を求めます。

局長 45 ページをご覧ください。
今月の非農地判定による通知は、番号 1 及び番号 2 のとおりです。

議長 質問はありますか
無いようでしたら報告第 26 号は原案どおり処理いたします。
以上で本日の議案及び報告の審査はすべて終了しました。

局長 次回の現地調査は、7 月 5 日(月) 9 時から、中原委員、藤井委員で
願います。
第 13 回総会は、7 月 13 日(火) 13 時 30 分からで、会場は厚狭公民
館 2 階第 2 研修室です。

議長 以上をもちまして第 12 回山陽小野田市農業委員会総会を終了いたしま
す。
(起立、礼) お疲れ様でした。

午後 2 時 10 分 閉会

山陽小野田市農業委員会

会 長

議事録署名委員

11 番委員

議事録署名委員

12 番委員
